事例No.	3263
公表年度	R6
団体の属性	一部事務組合等
団体名	大阪広域水道企業団

事例区分	公営企業

タグ	・（公営企業）水道事業 ・事務の共同実施 ・公共施設の集約化等

事例種類	広域化等

事例内容・タイトル

大阪府内初 水道事業の事業統合の取組～大阪広域水道企業団豊能地域水道事業～

出典

雑誌「公営企業」先進事例紹介（令和６年１０月号）

地方公共団体金融機構

先進事例紹介



大阪府内初 水道事業の事業統合の取組
～大阪広域水道企業団豊能地域水道事業～

大阪広域水道企業団経営企画課

1．はじめに

大阪広域水道企業団（以下「企業団」という。）は、大阪市を除く府内42市町村が共同で設立した一部事務組合です。平成23年度から大阪府営水道を引き継ぎ、水道用水を42市町村に供給する「水道用水供給事業」と工業用水を大阪府内の事業所にお届けする「工業用水道事業」を開始しました。

また、平成29年４月からは府内市町村の水道事業（末端給水事業）との統合を進め、現在、14市町村の家庭などに直接水道水をお届けする「市町村域水道事業（企業団に統合した市町村水道事業の総称）」を行っています。このうち、豊能町と能勢町の水道事業は、令和６年４月に企業団として初めて事業統合（事業認可・事業運営･会計の一本化、料金の統一）を行い、「豊能地域水道事業」として事業を開始しました。本稿ではこの事業統合の経緯や取組について紹介します。

2．広域化の取組

平成24年３月に策定された大阪府水道整備基本構想（おおさか水道ビジョン）において、企業団を核とした府域水道の更なる広域化を推進し、府域一水道をめざすことが示されました。

企業団における広域化の取組は、ステップ１として業務の共同処理や市町村水道事業の個別業務の受託など取り組みやすい分野から推進するとともに、ステップ２として市町村水道事業との統合（経営一体化及び事業統合）に取り組んでいます。

府域における統合の進め方については、市町村によって水道施設や料金の差異、自己水源の保有状況など事情や条件が異なることから、一度に府域一水道をめざすのではなく協議の整った市町村から順次統合を行っていくこととしています。そのような中、まずは統合による「経営の一体化」を進めており、水道用水供給事業と市町村域水道事業、市町村域の各水道事業は

豊能地域水道事業（豊能町・能勢町）をはじめ企業団と統合した府内市町村の位置図

豊能町と能勢町は大阪府の北部地域に隣接して位置している（両町は令和４年４月１日付けで過疎地域に指定）。

給水人口は豊能町が約１万８千人、能勢町が約９千人（令和５年度末現在）で減少が続く。給水区域は標高差のある山間地にあり、配水池やポンプ施設などの水道施設が多数点在し、利用者１人あたりの管路延長も長い。

水道料金は府内で最も高い水準（統合前は豊能町が１番目、能勢町が２番目）。



別箇の事業として会計も区分して運営する形となっています。また、市町村域水道事業においては、構成団体（42市町村）間で確認された「企業団と統合する際の42市町村共通の条件」のひとつとして「料金算定を一緒にしても、事業運営に大きな影響がないと認められる場合は、対象となる水道事業の経理区分を一つにまとめる。」こととされており、これに則り事業統合をしたのが豊能町と能勢町のケースです。

なお、これまでの統合（経営の一体化）の取組は、以下のとおりです。

○３団体（四條畷市、太子町、千早赤阪村）
- 平成26年４月：「水道事業の統合に向けての検討、協議に関する覚書」締結
- 平成27年７月：統合案とりまとめ
- 平成28年１月：「水道事業の統合に関する基本協定」締結
- 平成29年４月：事業開始

○７団体（泉南市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、田尻町、岬町）
- 平成28年４月：「水道事業の統合に向けての検討、協議に関する覚書」締結
- 平成30年１月：統合案とりまとめ
 ※平成 30年３月一部修正
- 平成30年７月：「水道事業の統合に関する基本協定」締結
- 平成31年４月：事業開始（能勢町は令和６年４月１日事業開始）

○４団体（藤井寺市、大阪狭山市、熊取町、河南町）
- 平成30年10月：「水道事業の統合に向けての検討、協議に関する覚書」締結
- 平成２年１月：統合案とりまとめ
- 令和２年７月：「水道事業の統合に関する基本協定」締結
- 令和３年４月：事業開始

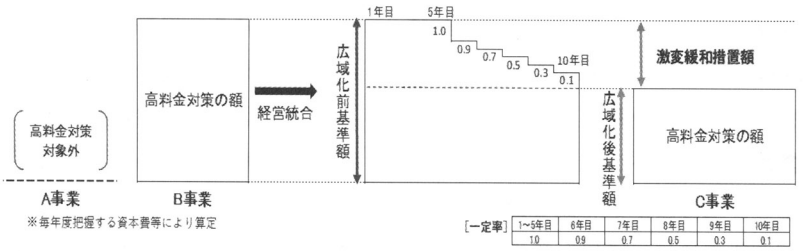
３．豊能地域水道事業

(1) 経緯

平成31年４月の豊能町、能勢町を含む７団体

水道広域化に伴う高料金対策の激変緩和措置について

高料金対策に係る地方交付税措置の継続に向けて総務大臣へ要望書の提出などを行い、令和元年度以降、市町村の区域を超えて経営統合を行った団体を対象に、統合後の高料金対策の額が統合前の事業がなお統合前の区域をもって存続した場合に算定される額を下回る場合、激変緩和措置として統合前後の差額に対し、統合の翌年度から10年間、地方財政措置を講じられることになりました（６年目以降、段階的に縮減）。



との統合を進めるにあたり経営シミュレーションを行ったところ、能勢町を除く６団体は、統合に係る大阪府補助金（国の生活基盤施設耐震化等交付金が財源。以下「府補助金」という。）を活用して水道施設の最適配置を進めることなどにより、将来の水道料金（供給単価）の値上げ幅を縮小できる見通しが確認できた一方で、能勢町は統合による料金抑制効果が得られない結果となりました。

この大きな要因は、当時の国制度では統合後、高料金対策に係る地方交付税措置が皆減となり、能勢町一般会計繰入金を統合前と同水準で見込むことができないためでした。そこで国への要望活動と並行し、減収を補てんするため、水道事業統合促進基金（府域一水道の実現に向け水道事業の統合を促進することを目的に地方自治法第241条第１項の規定に基づき設置する基金。以下「基金」という。）の創設とその活用など様々な検討を行いました。その結果、確実に統合を進めるための方策として、隣接する豊能町との事業統合を行うこととあわせて、時限措置である統合に係る府補助金と高料金対策に係る地方交付税措置それぞれを最大限活用するため、企業団による能勢町水道事業の承継時期を令和６年４月としました。

(2)　取組内容

統合の準備にあたっては、企業団と能勢町とでPT（プロジェクトチーム）、業務分野ごとのWG（ワーキンググループ）を設置し、統合後の事業運営について調整を行い、重要事項については両者で申合せ書を締結しています。ここでは事業統合における取組の一部を紹介します。

ア　事務所の集約

これまでは、統合前の水道事務所（市役所などの水道局や水道課等）を統合後も企業団の水道センターとし、市町村域の各水道事業を担ってきました。しかし、水道センターの規模には差があり、特に小規模な水道センターにおいては職員数も少なく、水道事業を持続的に運営するための組織体制に課題があります。

今回の事業統合では、豊能町を所管してきた

「豊能水道センター」に能勢町の事務所を集約し、「豊能地域水道センター」としました。インターネット手続の導入など利用者サービスの充実を図りながら、1つの拠点に職員を集約し、地域を熟知したベテラン職員からの技術承継や危機対応力の強化に取り組んでいます。また、統合前に豊能町と能勢町の水道事業がそれぞれ行っていた業務を順次集約していくことで、効率的な事業運営を行うとともに経費の縮減を図っています。

イ　設備の集約

配水池やポンプ場等の水道施設を運転管理する集中監視制御設備については、現在、豊能町域と能勢町域それぞれに設置されていますが、豊能地域水道センター内に集約します。設備の集約と府補助金（令和6年度以降は国の防災・安全交付金）の活用により更新費用を抑制するとともに、維持管理費用の縮減を図ることとしています。

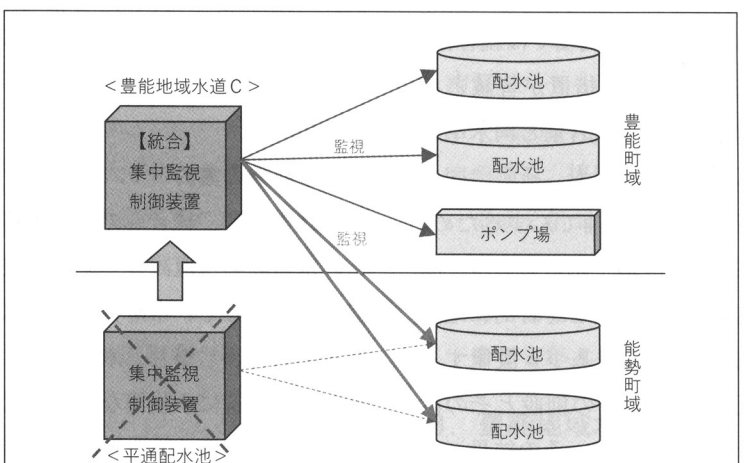
ウ　料金の統一

企業団では、統合後も市町村域の各水道事業の会計を区分し、別料金で運営していますが、豊能町域と能勢町域の水道事業については、前述のとおり「企業団と統合する際の42市町村共通の条件」に定める「料金算定を一緒にしても、事業運営に大きな影響がないと認められる場合は、対象となる水道事業の経理区分を一つにまとめる。」との方針に沿って事業（会計）統合を行いました。隣接する両町の水道事業は料金水準が近いことや料金改定の必要な時期がほぼ同じであったこと、会計を合せた場合の経営シミュレーションにおいて双方に効果を見出すことができたことから、事業と会計を一本化し、料金の統一を図ることとして、令和5年4月にまずは豊能町域、令和6年4月の統合に合わせて能勢町域の料金改定を実施しました。

4．料金改定

(1)　検討体制

豊能町域、能勢町域の料金改定と料金統一の検討にあたっては、経営・事業等評価委員会（外部有識者7名で構成される常設の附属機関。以下「委員会」という。）のもとに新たに料金検討部会を設置し、その委員には学識経験者（水



設備の集約化（イメージ図）

道経営分野・水道工学分野）２名、水道行政経験者１名、両町の利用者（住民）代表４名の計７名に就任いただきました。専門的な見地や実際に水道を利用される目線など様々な観点での議論があり、最終的に料金検討部会として報告書をとりまとめ、委員会に提出の上、委員会から意見具申がなされました。

⑵　基本的な考え方

企業団では、口径別料金体系への移行や基本使用水量の廃止、基本料金による固定費の回収割合を高めること、生活用水への配慮のため従量料金の逓増制は維持しつつ逓増度は緩和することなどを料金改定の基本的な考え方としており、水道の使用状況の変化に対応した経営をめざしています。

⑶　検討内容

料金改定の基本的な考え方に沿って、主な検討ポイントを説明します。

【検討ポイント①】基本料金と従量料金の収入割合

従量料金に比重がかかった料金体系では、大口利用者の水需要が減少した場合に水需要の減少を上回る速さで収入減を招くおそれがあり、経営への影響が大きくなるため、固定費を基本料金で賄う割合を高めることで、水需要の変化に強い料金構造となります。基本料金と従量料金の収入割合については、水道料金算定要領に基づく総括原価の基本料金と従量料金への配賦結果に基づき設定しますが、特に少量利用者の負担増に配慮のうえ、固定費を基本料金で賄える料金構造について検討を実施し、基本料金と従量料金を約40％と60％の割合としました。

【検討ポイント②】口径別基本料金の設定

口径別基本料金は、利用者の水道メーター口径の大小に応じて料金差を設けるため、料金単価に数値根拠を持たせることが可能となり、客観的公平性を確保することができます。

豊能町の水道事業は、基本料金に用途別（一般用・公共用・臨時用）と口径別を併用した料金体系でしたが、用途別の区分を廃止し、口径別に一本化しました。

【検討ポイント③】基本使用水量の廃止

豊能町の水道事業は、基本使用水量の設定がない一方で、能勢町の水道事業は設定がありました。基本使用水量は、公衆衛生上の観点から生活用水としての水の使用を促す目的で設定されたものですが、水道の普及とともにその役割は一定終えていると考えられること、使用水量にかかわらず料金が同じであることについて利用者の理解が得られにくいことなどから、基本



料金構造と有収水量減少の関係性（イメージ図）

使用水量を設定しない料金体系としました。

【検討ポイント④】従量料金の逓増度の緩和

水需要が減少傾向にある現在において、逓増制の従量料金体系では、使用水量の減少以上に料金収入が減少する状況に陥るおそれがあります。水需要の変化に強い料金体系とするため、逓増度を緩和する方向で検討を行い、少量利用者の負担増にも配慮して、従量料金の逓増度を2.7倍（従量料金単価の下位第２段階区分と最上位区分との比較を府内平均以下の2.2倍）としました。

【検討ポイント⑤】経営改善の取組の反映

料金検討部会では利用者の負担を少しでも軽減することや今後の広域化を見据えて大阪府内水道事業間の料金差異を抑制するため可能な限り改定率を低くすることなどの意見があり、今後見込まれる経営改善の取組（費用削減や府補助金、両町一般会計繰入金、基金の活用など）を反映し、最終的に統合前に行った経営シミュレーションよりも改定率を抑えること（豊能町20％から15％、能勢町19％から12.8％）としました。

⑷　統合元首長や議会、利用者への説明

統合した水道事業の料金改定は一部事務組合である企業団が実施しますが、統合元である両町の企業団担当課との調整や協力は不可欠でした。

両町の首長や議会に対しては、検討開始時、検討中の各段階で、説明、意見聴取を行い、首長の了承、議会の理解を得て進めました。

利用者に対しては、ウェブページや両町の広報誌を活用し、情報発信を行うとともに説明会を開催しました。利用者の水道事業に対する関心は高く、様々な意見や質問をいただきました。企業団からは身近な例えを用いて説明するなど料金の仕組や使途、改定の必要性を丁寧に分かりやすく説明し、理解いただけるように努めました。料金改定の実施にあたっては、利用者との双方向のコミュニケーションが非常に重要であると感じました。

5．おわりに

令和７年４月から新たに５団体との統合を予定しており、これにより府内市町村の約１/２にあたる19団体の水道事業を企業団が担うことになります。

市町村域の各水道事業では事業運営体制が異なることや料金差異があることから直ちに全て

改定前

豊能町

＜料金体系＞　用途別・口径別料金体系
＜料金構造＞　基本料金：従量料金＝26：74
＜従量料金＞　逓増制（逓増度3.7）
＜料 金 表＞　単位：円（税抜）

用途	口径	基本料金	従量料金単価
一般用	13mm	1,180円	1㎥～10㎥　144円/㎥
	20mm	1,180円	11㎥～20㎥　184円/㎥
	25mm	1,840円	21㎥～30㎥　234円/㎥
	30mm	2,620円	31㎥～40㎥　294円/㎥
	40mm	4,720円	41㎥～70㎥　364円/㎥
	50mm	7,360円	71㎥～100㎥　444円/㎥
	75mm	16,520円	101㎥～　534円/㎥
公共用	一般用の1.5倍の額		一般用のとおり
臨時用	一般用のとおり		824円/㎥

能勢町

＜料金体系＞　口径別料金体系
＜料金構造＞　基本料金：従量料金＝44：56
＜従量料金＞　逓増制（逓増度1.3）
＜料 金 表＞　単位：円（税抜）

口径	基本料金	メーター使用量	基本水量	従量料金単価
13mm	1,720円	96円	8㎥	基本水量超～30㎥ ・・・210円/㎥ 31㎥～ ・・・280円/㎥
20mm	2,580円	191円	12㎥	
25mm	3,225円	286円	15㎥	
30mm	4,300円	477円	20㎥	
40mm	4,300円	762円	20㎥	
50mm	4,300円	953円	20㎥	
75mm	4,300円	1,429円	20㎥	

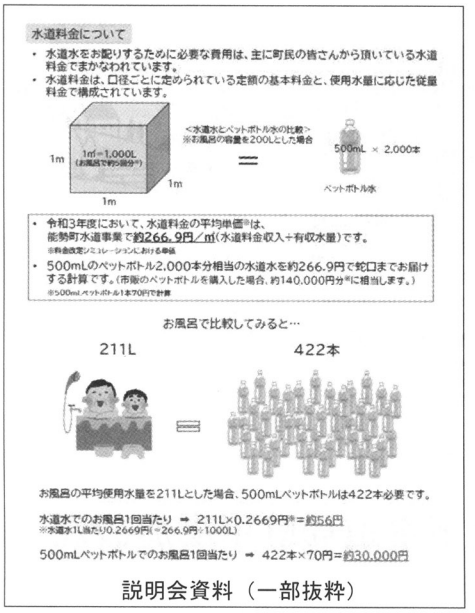
改定後

＜料金体系＞　口径別料金体系
＜料金構造＞　基本料金：従量料金＝39：61
＜従量料金＞　逓増制（逓増度2.7）
＜料 金 表＞　単位：円（税抜）

口径	基本料金	従量料金単価
13mm	1,255円	1㎥～5㎥　130円/㎥
20mm	1,830円	6㎥～10㎥　160円/㎥
25mm	3,180円	11㎥～20㎥　180円/㎥
30mm	4,650円	21㎥～30㎥　250円/㎥
40mm	8,440円	31㎥～40㎥　310円/㎥
50mm	13,610円	41㎥～70㎥　340円/㎥
75mm	32,210円	71㎥～　350円/㎥

※メーター使用量は基本料金に組み込む

改定前と改定後の料金表



説明会資料（一部抜粋）

の水道事業の料金を統一し、事業統合することは非常に困難な状況ですが、そのような中、豊能町域と能勢町域の水道事業の事業統合を実施したことは、確かな一歩と考えています。

企業団では今後も企業団を核とした府域一水道をめざし、更なる統合に向けた機運醸成に取り組むと同時に、引き続き、業務の標準化、システム等の統一や水道センターの統合などにより、市町村域水道事業の一体的、効率的で効果的な事業運営を進め、府域水道事業の基盤強化に取り組みます。

